保険金・給付金などを もれなくご請求いただくために

当社の保険証券をすべてご準備ください

病気や不慮の事故によって、以下のような例に該当する可能性があると思われる場合には、傷病名・障害状態などを確認し、当社の保険証券等ご契約の証券番号がすべてわかるものをご準備のうえ、当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡ください。
（以下では代表的な例を記載しています。記載のない場合でも、ご不明な点などございましたら、当社の担当者またはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。）

●以下のような場合もありますので、それぞれの契約についてご確認ください。

①被保険者が複数の契約に加入している場合

②家族が加入している契約に支払対象となる特約が付加されている場合 → 例
- 家族定期保険特約
- 災害・疾病関係特約の妻子型

これ以降、各ページに記載の「がん」は、悪性新生物と上皮内新生物*をあわせたものをいいます。
いずれか一方を指す場合は「がん（悪性新生物）」もしくは「がん（上皮内新生物）」と記載しています。
*子宮頸部の高度異形成・中等度異形成を含みます。なお、軽度異形成は含みません。

1 入院給付金・手術給付金などを請求される場合

1 所定の病気になった場合の保障

が　　ん

*お支払対象となるがんの範囲についてはP35「がん保障の留意事項」をご確認ください。

◆がん（上皮内新生物）の場合
- がん診断特約
- がん診断継続保障特約
- がん診断継続保障特約(24)
- 特定3疾病継続保障特約

◆がん（悪性新生物）の場合
- 特定疾病保障定期（終身）保険（特約）
- 特定重度生活習慣病保障特約
- がん診断特約
- がん診断継続保障特約
- がん診断継続保障特約(24)
- 特定3疾病継続保障特約
- 保険料払込免除特約
- がん保障保険料払込免除特約
- 保険料払込免除特約(15)〔総合型、生活障害・がん型〕

心疾患
脳血管疾患

*お支払対象となる心疾患、脳血管疾患の範囲についてはP37「心疾患、脳血管疾患保障の留意事項」をご確認ください。

◆心疾患・脳血管疾患の場合
- 特定3疾病継続保障特約

◆急性心筋梗塞・脳卒中の場合
- 特定疾病保障定期(終身)保険(特約)
- 特定重度生活習慣病保障特約
- 特定3疾病継続保障特約
- 保険料払込免除特約
- 保険料払込免除特約(15)〔総合型〕

重度の高血圧症
重度の糖尿病
慢性腎不全
肝硬変
慢性すい炎

- 重度慢性疾患保障保険(特約)
- 特定重度生活習慣病保障特約
- 保険料払込免除特約
- 保険料払込免除特約(15)〔総合型〕

重度の動脈疾患

- 特定重度生活習慣病保障特約
- 保険料払込免除特約(15)〔総合型〕

2 がんにより所定の薬物治療を受けた場合の保障

がんになり健康保険などの
公的医療保険制度の対象となる
抗がん剤*
疼痛(とうつう)緩和薬
の投与または処方を受けた
*ホルモン療法を含む

例
- がん薬物治療特約

3 所定の通院をした場合の保障

入院の直接の原因となった
病気や不慮の事故によって
退院後の通院
をした

例
- 通院特約(04)
- 限定告知型通院特約

4 所定の先進医療または患者申出療養による療養を受けた場合の保障

厚生労働大臣の定める所定の
先進医療による療養
患者申出療養による療養
を受けた

例
- 新先進医療・患者申出療養特約
- 先進医療・患者申出療養特約

5 所定の損傷状態になった場合の保障

骨折をした

不慮の事故によって
腱、靭帯、半月板を断裂した
顔に3cm以上の線状痕ができた
片眼の眼球を失った
などの損傷状態となった

例
- 傷害損傷特約(04)
- 限定告知型傷害損傷特約

6 不慮の事故によって所定の障害状態になった場合の保障

不慮の事故によって
片眼の視力を失った
片耳が聞こえなくなった
手足または指を切断した
半身が完全に麻痺してしまった
などの障害状態となった

例
- 傷害特約

※不慮の事故によって所定の障害状態になった場合、保険料払込免除の対象となる場合もありますので、ご確認ください。

7 所定の要介護状態になった場合の保障

歩行・寝返りが困難等の要介護状態となった

例
- 介護年金保障定期(終身)保険
- 新介護逓減定期保険特約
- 新介護収入保障特約
- 保険料払込免除特約
- 介護保障保険料払込免除特約

公的介護保険制度にもとづき要介護2以上に認定された

- 生活障害収入保障特約、生活障害収入保障特約(23)
- 生活障害保障充実特約(23)
- 生活障害終身保険特約
- 保険料払込免除特約(15)

8 所定の認知症または軽度認知障害になった場合の保障

認知症で見当識障害がある状態となった*

*脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。

例
- 介護年金保障定期(終身)保険
- 新介護逓減定期保険特約
- 新介護収入保障特約
- 生活障害収入保障特約、生活障害収入保障特約(23)
- 生活障害保障充実特約(23)
- 生活障害終身保険特約
- 認知症保障特約
- 特定認知症状態保障特約
- 保険料払込免除特約
- 介護保障保険料払込免除特約
- 保険料払込免除特約(15)

認知症と診断された
軽度認知障害と診断された

- 認知症保障特約

9 所定の就労不能状態になった場合の保障

国民年金法にもとづき障害等級の1級または2級に認定された

永続的な人工透析を受けた

呼吸器の病気によって軽労働や座っての作業ができなくなった

片腕が動かなくなった

などの就労不能状態となった

- 生活障害収入保障特約、生活障害収入保障特約(23)*
- 生活障害保障充実特約(23)*
- 生活障害終身保険特約*
- 保険料払込免除特約（15）*

*精神障害により障害等級の１級第１０号または２級第16号に認定された場合は除きます。

所定の精神障害によって
継続して180日以上入院した

- 生活障害収入保障特約、生活障害収入保障特約(23)

※契約年齢や健康状態等により特定障害給付金が不担保となっている場合を除きます。

10 がん（悪性新生物）になり治癒も病状の好転も見込めない所定の状態になった場合の保障

がん（悪性新生物）になり
一連の治療を受けたが効果がなかった

身体的な負担のため治療を受けられない

医学的に有効と認められる治療がない

と診断された

- がん長期サポート特約

11 余命が6か月以内と判断された場合の保障

余命6か月以内

と判断された

- リビング・ニーズ特約

12 所定の高度障害状態になった場合の保障

両眼の視力を失った
両腕を切断した
下半身が完全に麻痺してしまった
喉頭全摘出術を行った
寝たきりになった

などの高度障害状態となった

高度障害保険金、就労不能・介護年金（保険金）などのお支払いや保険料払込免除の対象となる可能性がありますので、当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡ください。

2 死亡保険金などを請求される場合

13 死亡する前に入院や手術をしていた場合の保障

入　院　や　手　術
をしていた

例
- 5年ごと利差配当付医療定期(終身)保険
- 総合医療一時金特約
- 入院保障充実特約(09)
- 総合医療特約
- 限定告知型医療特約
- 継続入院収入サポート特約

14 死亡する前に所定の病気になっていた場合の保障

が　　ん

*お支払対象となるがんの範囲についてはP35「がん保障の留意事項」をご確認ください。

例
◆がん(上皮内新生物)の場合
- がん診断特約
- がん診断継続保障特約
- がん診断継続保障特約(24)
- 特定3疾病継続保障特約

◆がん(悪性新生物)の場合
- 特定重度生活習慣病保障特約
- がん診断特約
- がん診断継続保障特約
- がん診断継続保障特約(24)
- 特定3疾病継続保障特約

心　　疾　　患
脳　血　管　疾　患

*お支払対象となる心疾患、脳血管疾患の範囲についてはP37「心疾患、脳血管疾患保障の留意事項」をご確認ください。

例
◆心疾患・脳血管疾患の場合
- 特定3疾病継続保障特約

◆急性心筋梗塞・脳卒中の場合
- 特定重度生活習慣病保障特約
- 特定3疾病継続保障特約

重　度　の　動　脈　疾　患

例
- 特定重度生活習慣病保障特約

がんになり健康保険などの
公的医療保険制度の対象となる
抗　が　ん　剤*
疼(とう)痛(つう)緩　和　薬
の投与または処方を受けていた
*ホルモン療法を含む

例
- がん薬物治療特約

15 死亡する前に所定の認知症または軽度認知障害になっていた場合の保障

認知症で見当識障害がある
状　態　と　な　っ　て　い　た*

*脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。

例
- 生活障害収入保障特約、生活障害収入保障特約(23)
- 生活障害保障充実特約(23)
- 認知症保障特約
- 特定認知症状態保障特約

認知症と診断されていた
軽度認知障害と診断されていた

- 認知症保障特約